



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
Benzodiazepine YAKUGAI Association

熊本大学次期学長に国立循環器病研究センターの 小川久雄理事長の就任予定に対する抗議書

熊本大学学長 原田信志 様
同 学長選考会議 御中
文部科学省 高等教育局長 伯井 美徳 様

令和2年11月14日
全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
抗議人 代表 多田 雅史



代表
多田 雅史



「患者・行政・医療者の三者の協力」
を表しています

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
(Benzodiazepine YAKUGAI Association : BYA)

HP <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

〒461-0001

愛知県名古屋市東区泉1-1-35

ハイエスト久屋5F 柴田・羽賀法律事務所

事務所TEL : 052-953-6011、多田携帯 : 080-1566-3428

E-mail crosstada@fuga.ocn.ne.jp

BYA-HP: <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

* 本件へのお問合せは上記の携帯電話へお願いします。

前略

当会は、2017年11月に設立され、400名余の会員がいるベンゾジアゼピン系薬物（向精神薬）の副作用による被害者の会です。今回、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「NCCC」という）の小川久雄理事長の熊本大学次期学長に就任予定及びNCCCの官製談合事件の刑事事件の有罪確定等に対し、以下のとおり、当会は、強く反対し、抗議する。

第1 趣旨

NCCCは、本書第2の理由に示すとおり、官製談合事件を生じさせ、その刑事事件の有罪の確定等により、NCCCの小川久雄理事長の有責から、熊本大学次期学長の就任予定に対し、当会は、強く反対し、抗議する。

また、本書第2の理由に示すNCCCの複数の不祥事により、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「評価機構」という）の「病院機能評価事業」の認定が有効期限切れとなっている事態等について、警告する。



第2 理由

1. N C C C は公益財団法人日本医療機能評価機構の「病院機能評価事業」の認定が有効期限切れとなつたこと
 - (1) N C C C は、**資料1** の「国立循環器病センター入札不正事件 元部長らに有罪判決」の刑事事件裁判において、2018年3月16日、N C C C の元情報統括部長の桑田成規被告が懲役2年執行猶予4年の有罪判決を受け、その後、**資料2** の「官製談合の国循元部長に2審も有罪判決 大阪高裁」の2審の刑事事件判決において、2019年7月30日、同被告は懲役1年執行猶予3年の有罪判決が確定している。その事実は、**資料3** の「判決(国循官製談合事件)」のとおりである。したがって、N C C C は、**資料4** の「病院機能評価認定に関する運用要領」の別紙2の2項の「**病院幹部の汚職**」の有罪判決が確定しているため、同運用要領により、同評価事業の認定を受けられなくなつたものである。
 - (2) 同評価機構は、**資料4** の「病院機能評価認定に関する運用要領」により、同評価事業を運用しており、この要領によれば、「16 法令等の違反」に対する措置において、以下が定められている。

『第16 法令等の違反に対する措置』

また、第16については、**資料4**の別紙2において、以下が定められている。

『報告を求める事例の範囲について

病院機能評価認定に関する運用要項第16 「別紙に定める重大な法令違反等」の範囲は、以下のとおりとする。

1. 認定病院の医療行為ないし本来の医療事務に関する法令違反行為
 - ア 患者の生命・身体に対する侵害行為
例：不当な身体拘束、職員による患者への暴力、医療の名のもとに行われた他害行為
イ 患者の財産・名誉その他患者の権利を侵害する行為
例：医療行為に関する患者への虚偽の説明、守秘義務違反、故意または重大な過失による情報漏洩
ウ 特定の患者に対する侵害行為は認められないが、医事薬事に関する法令に違反した行為
例：組織的な医療事故の隠蔽、無資格者を医師・看護師等として採用
 2. 上記以外の認定病院の法令違反行為であつて、国民の医療や認定病院に対する信頼を著しく失わせる行為
例：悪質な診療報酬不正請求や脱税、**病院幹部の汚職**
 3. 認定病院の特定職員の行為であつても外形的に職務の一環としてなされた行為であり認定病院が民法上の使用者責任を負う場合、または外形的にも職務行



行為とは無関係になされた行為だが特段の理由により認定病院の監督責任が認められる場合

『例：無資格者による医療行為、病院職員による医療用麻薬の不正使用』

(3) 医療機関が同事業の認定を受けると、**資料5**の「病院機能評価が影響する診療報酬や施設基準等について」のとおり、以下の診療報酬の加算を受けることができる。

- ア 総合入院体制加算
- イ 緩和ケア診療加算
- ウ 緩和ケア病棟入院料
- エ 感染防止対策加算
- オ 患者サポート体制充実加算

(4) ところが、N C C Cは、**資料6**の「病院機能評価結果の情報提供」のとおり、同事業の認定が、2020年5月29日で認定切れになり、前項アないしオの診療報酬の加算を受けられない状態になっている。

(5) そして、現在、N C C Cは、上記の診療報酬の加算について、近畿厚生局へ辞退届出をしている(**資料7**)。なお、加算項目のアないしウは、同評価事業の認定が必須事項であるため、N C C Cは報酬の受領を辞退しているが、加算項目のエ及びオは、「同認定が望ましい」とされているため(**資料5**)、N C C Cは、診療報酬のエ及びオについて、現在も、辞退せずに受領し続けている。

(6) 厚生労働省の**資料8**の「病院機能評価について」によれば、特定機能病院の86%が病院機能評価の認証を受けているため、N C C Cは、残る14%の認証がない医療機関となっている。

(7) まとめ

N C C Cは、病院幹部の汚職により、刑事事件の有罪が確定しており、その結果、病院機能評価が失効し、一部の診療報酬を受領できない医療機関となっており、その責任者である小川久雄理事長は熊本大学次期学長に就任すべきではない。

2. 「病院機能評価認定に関する運用要領」の「第21 重大な医原事故等への対応」における違反行為

(1) 公益財団法人日本医療機能評価機構の「病院機能評価事業」の「病院機能評価認定に関する運用要領」(**資料4**)の「第21 重大な医療事故等への対応」は、以下のとおり定められている。

『第21 重大な医療事故等への対応

1 認定病院は、認定有効期間中に発生した事故等について、別に定める重大な事故等に該当すると認識してから45日以内に下記の事項を含む「医療事故報



告書（45日以内に完成していない場合は、作成中の「医療事故報告書」でもよい。）を評価機構に提出するものとする。

- (1) 事故発生前後の詳細な事実経過
- (2) 事故発生の原因の分析（医療安全に関連する評価項目の適合状況の詳細な検討を含む。）
- (3) 患者・家族への説明の経緯、および患者・家族の病院に対する意見と具体的対応
- (4) 行政、保健所等への報告の状況、および警察への届け出の有無
- (5) 事故後に行った再発防止のための具体的方策と期待される効果
- (6) 事故発生の1年前から医療事故報告書提出日までの医療安全に関連する委員会記録、医療安全関連の研修・教育の実績、および医療安全指針や関連する業務マニュアル等の資料
- (7) その他

1の2 評価機構は、認定病院に対して、別に定める重大な事故等の有無について照会をすることができる。認定病院は、評価機構からの照会に回答する義務があり、それが行われない場合は、評価機構は、事例の重大性などに鑑み、認定病院に認定証の返還を求めることができる。

2 医療事故報告書は、患者安全部会で、①当該医療機関において認定条件が守られていたか、②認定病院にふさわしい事故の原因究明努力がなされたか、③適正に届け出等がなされ、再発防止に必要な努力が払われたか、④関係者に説明がなされているか等について分析する。評価委員会は、患者安全部会での検討を受けて認定の判定について審議し、理事に答申する。認定の判定は、運営会議で審議し、理事長が決定する。

患者安全部会または評価委員会は、事故原因の明確化や有効な再発防止策を講じるうえで必要と思われる場合は、第三者の立場の調査委員が関与した「事故調査報告書」を、一定の期間内に提出することを認定病院に求めることができるものとする。

3 認定病院で発生した医療事故について認定留保と判定された場合は、理事長は運営会議の意見を徴したうえで、認定証の返還を求めるものとする。

4 理事長は、他の方法により病院機能評価事業の目標が達成できないと判断した場合は、認定を取り消し一定期間病院機能評価受審の申込を認めないことができる。認定を取り消すにあたっては、理事長は、あらかじめ病院に弁明する機会を与えるものとする。認定を取り消したときは、病院名、認定を取り消した理由および病院機能評価受審を申し込めない期間を公表する。



5 受審契約締結後、認定の判定前の病院において医療事故が発生した場合についても、前各項に準じて取り扱うものとする。』

(2) そして、上記の第21については、**資料4**の別紙3として、以下が定められている。

『報告を求める事例の範囲について

病院機能評価認定に関する運用要項第21の1「別に定める重大な事故等」の範囲は、以下のとおりとする。

1. 明らかに誤った医療行為や管理上の問題により、患者が死亡若しくは患者に障害が残った事例、あるいは濃厚な処置や治療を要した事例。

2. 明らかに誤った行為は認められないが、医療行為や管理上の問題により、予期しない形で、患者が死亡若しくは患者に障害が残った事例、あるいは濃厚な処置や治療を要した事例。

(注)医療行為や管理上の問題が、原因として疑われる場合も含めるものとする。』

(3) 前(2)項の別紙3は、医療法の「医療事故」(医療法6条の10及び同法施行規則1条の10の2)及び「事故等事案」(医療法16条の3第1項各号及び同法施行規則9条の20第1項第3号の2による同規則9条の20の2第1項第14号(事故等報告書の作成義務)において定義される事故)から引用されているものである。

(4) N C C C の医療安全委員会資料によると、1年間にN C C C で死亡した患者数は200名弱が存在し、そのすべてが「予期した死亡」(医療法)とされて、「医療事故調査制度」(医療法6条の10及び同法施行規則1条の10の2)に報告されていない。しかも、200名弱の死亡患者の内、20から40歳代の若年患者も多数存在する。そして、同調査制度が発足した平成27年10月以降、N C C C は、一件も「医療事故」(同)を報告していない。

(5) 同調査制度を運用する一般社団法人日本医療安全調査機構は、現在、同調査制度に報告実績がない病床数500床以上の高度医療機関の報告実態を問題視して、「医療事故」の報告を促す方策を検討している。

(6) まとめ

N C C C は、院内で多数の死亡患者が存在するが、それらのすべてを「予期した死亡」として「医療事故調査制度」に、一切、報告していないため、その症例の精査が進めば、多数の医療事故の隠蔽が露見すると考えられる。

3. N C C C のその他の不祥事

(1) その他、N C C C は、複数の違反又は違法行為が指摘されており、**資料9**の「倫理委通さず研究、論文投稿の不正行為 国立循環器病研究センター」では、『被



告医師らは、内部の倫理審査委員会を通さず研究を実施し、論文を投稿した不正が2件あり、論文撤回の手続きを進めており、研究に携わった小児科の男性医師の処分が検討されている。このほか、被告には、国の指針が定める手続きを怠った研究が2013年以降、156件あることが分かり、被告の小川久雄理事長は同日、記者会見を開いて陳謝した。』と報道されている。

(2) また、N C C Cは、**資料10**の「国立研究開発法人国立循環器病研究センター平成30事業年度業務実績評価書」(厚生労働省国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会)では、電気事業法等の違反があつたことが指摘されている

(3) さらに、2020年8月21日の報道の**資料11**の『「先進医療の中止も想定」阪大の研究不正で国審査部会』によれば、N C C Cは、『大阪大と国立循環器病研究センター（国循）に所属していた医師の論文5本に捏造（ねつぞう）・改ざんがあつた問題で、厚生労働省の先進医療技術審査部会は20日、その論文が根拠の一つとなつた先進医療について、「中止も想定しないといけない」と指摘した。先進医療をするための根拠となつた最も重要な論文についても疑義が出ていることから、その論文の科学的な妥当性について、次回の部会までに報告するよう求めれる。』と報道されている。

(4) まとめ

N C C Cは、多数の不祥事を発生している医療機関であり、その責任者である小川久雄理事長は、熊本大学次期学長に就任すべきではない。

4. 総括

以上のとおり、N C C Cは、現在、元情報統括部長の官製談合事件の刑事有罪が確定したため、公益財団法人日本医療機能評価機構の「病院機能評価事業」の認定を受けられなくなり、その結果、診療報酬加算の一部を受領できなくなり、辞退している状態にある。また、その他にも、医療法違反等の不祥事が多数指摘されている。

かかるN C C Cの責任者である小川久雄理事長が熊本大学次期学長に就任すべきではなく、仮に、就任すれば、熊本大学の名誉を著しく損なうことになる。

よつて、当会は、本書第1の趣旨のとおり、小川久雄理事長の熊本大学次期学長に就任予定及びN C C Cの官製談合事件の刑事事件有罪確定等に対し、当会は、強く反対し、抗議する。



添付資料

1. 「国立循環器病センター入札不正事件 元部長らに有罪判決」(朝日新聞)
2. 「官製談合の国循元部長に2審も有罪判決 大阪高裁」(産経ニュース)
3. 「判決(国循官製談合事件)」(大阪高裁)
4. 「病院機能評価認定に関する運用要領」(評価機構)
5. 「病院機能評価が影響する診療報酬や施設基準等について」(評価機構)
6. 「病院機能評価結果の情報提供」(評価機構)
7. 「届出受理医療機関名簿」(厚生労働省近畿厚生局)
8. 「病院機能評価について」(厚生労働省)
9. 「倫理委通さず研究、論文投稿の不正行為 国立循環器病研究センター」(毎日新聞)
10. 「国立研究開発法人国立循環器病研究センター平成30事業年度業務実績評価書」(厚生労働省国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会)
11. 『「先進医療の中止も想定」阪大の研究不正で国審査部会』(朝日新聞)
12. 「「病院機能評価とは」」(評価機構)

以上